

事務連絡
令和4年11月7日

地区薬剤師会
学校薬剤師担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会を通じ、より、令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等支援事業）に係る事業計画書等の提出について の通知がありましたので、貴会会員学校薬剤師をはじめとする関係者への周知をよろしくお願いいたします。

写

日薬業発第294号
令和4年10月31日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その30）

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、別添のとおり、文科省より各都道府県の教育委員会等宛てに10月24日付で事務連絡が発出され、本会にも共有されましたので参考としてお知らせいたします。

文科省においては、令和3年度補正予算に計上された「学校等における感染症対策等支援事業」につきましては、既に2度の交付決定を行い、11月1日には3度目の交付決定が予定されております。今般、同省では、新型コロナウイルス感染症の第8波も見据え、各学校が感染症対策の一層の徹底を図れるよう、学校ごとの補助限度額を引き上げた上で、本事業の追加募集を行うこととし、その旨を教育委員会等に広く周知すべく、別添事務連絡が発出されました。

今般の補助金は、別添文書にもある通り、各学校の実情に応じてCO2モニターやサーキュレータ、換気対策用備品の整備等も想定しており、新型コロナウイルス感染症対策及び学校環境衛生活動にも関係するため、情報提供させていただいた次第です。

つきましては会務御多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につき貴会学校薬剤師関係者に、ご案内賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



各都道府県教育委員会指導事務主管課・学校保健主管課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等支援事業）
に係る事業計画書等の提出について

各学校及び設置者におかれては、今般の新型コロナウイルス感染症流行に係る対策に多大なる御尽力をいただいております、感謝申し上げます。

さて、令和3年度補正予算に計上された標記事業について、令和4年3月1日付け、令和4年7月19日付けで交付決定等を行っており、9月末〆切で御提出いただいた交付申請等については、令和4年度11月1日付けの交付決定等を予定しているところですが、今般、第8波も見据えつつ、各学校において、感染症対策の一層の徹底を図れるよう、学校ごとの補助限度額を引き上げた上で、本事業の追加募集を行います（上限は改正要領案の通り、実際の交付額は予算の範囲内で決定します。）。

については、下記の内容をご確認いただくとともに域内の市区町村教育委員会に対して周知いただき、別紙1に基づき、事業計画書等を取りまとめの上、令和4年12月5日（月）までに文部科学省まで御提出ください。

本予算事業については、今回が最終募集になることが見込まれますが、特に、これからの季節においては、寒冷地やそれ以外の地域においても、気温が下がり、窓開け等による常時換気が困難となることも想定されます。今回の補助限度額引き上げは、冬季に向けた感染症対策の需要にも迅速に対応できるよう実施するものですので、各学校等においては「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」（令和4年9月2日付け事務連絡）等を参考に、各学校の実情に応じてCO₂モニターやサーキュレータ、HEPAフィルター付き空気清浄機等の換気対策用備品の整備等にも、今回の補助限度額引き上げ分を積極的に活用いただくようお願いいたします。

なお、本事業の追加申請に当たり、既に交付決定を受けている補助金額について、未執行の分がある場合については、未執行分を全額活用し、また、既に購入した消毒液等の保健衛生用品等を活用してもなお不足が見込まれる分に限って申請いただきますようお願いいたします。

記

1. 補助対象

- ①令和4年3月1日付け、7月19日付け、11月1日付けの交付決定（予定）の対象となっていない学校
- ②令和4年3月1日付け、令和4年7月19日付け、11月1日付けの交付決定（予定）の対象となっている学校のうち、交付決定額が補助上限額未満となっている学校（今回申請の際の補助上限額は、補助上限額から既交付決定額を減じた額となります。）

2. 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

3. 今後のスケジュール（予定）

12月5日（月）17時 事業計画書等提出〆切
1月中旬 交付決定

本件担当

○学校等における感染症対策等支援事業

（事業全体窓口）

初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-5253-4111（内線 2976）

（感染症対策等への支援について）

初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-5253-4111（内線 2976）

（学習保障の取組への支援について）

初等中等教育局教育課程課庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線 2364）

学校保健特別対策事業費補助金（学校等における感染症対策等支援事業）
事業計画書の提出について

1 提出方法及び期限

電子メール：令和4年12月5日（月）17時（電子媒体：エクセル）

※押印不要

2 提出物及び提出先

<提出の流れ>

■市町村分（指定都市、東京都の特別区、市町村の組合含む）

市町村教育委員会



・事業計画書（別添1（様式1-6））〔エクセル〕

都道府県教育委員会

・事業計画書（別添1（様式1-6））【各市町村分】〔エクセル〕

・令和4年度 交付申請予定額一覧〔エクセル〕

※令和4年3月1日付け、令和4年7月19日付け、令和4年11月1日付け（予定）交付決定を受けていない場合（新規に申請を行う場合）

※令和4年3月1日付け交付決定を受け、交付要綱第13条（補助金の額の確定等）による手続きを受けている場合

・令和3年度 変更交付申請予定額一覧〔エクセル〕

※令和4年3月1日付け交付決定を受け、事業が継続している場合

・令和4年度 変更交付申請予定額一覧〔エクセル〕

※令和4年7月19日付け、令和4年11月1日付け（予定）交付決定を受けている場合



文部科学省

※各市町村分の事業計画書の電子媒体には、以下の記載例のとおり名称を「連番+自治体名」と付してください。

<記載例>01〇〇市（連番部分については、交付申請予定額一覧の番号欄と一致）

■都道府県分

都道府県教育委員会



・事業計画書（別添1（様式1-6））〔エクセル〕

文部科学省

<文部科学省への提出先>

電子メール：kenshoku@mext.go.jp

※送付する際、件名は以下として送信してください。

件名：【団体名（都道府県分又は市町村分）】学校等における感染症対策等支援事業 事業計画書提出

3 注意事項

- ・事業計画書（別添1（様式1-6））における児童生徒数については、令和3年度学校基本調査へ報告した数と一致させてください。ただし、令和4年度に新設された学校等については令和4年4月時点の児童生徒数としてください。
- ・事業計画書には、既交付決定額と今回申請額を合わせたものを記載してください。ただし、交付要綱第13条（補助金の額の確定等）による手続きを受けている額は除いて記載してください。

学校等における感染症対策等支援事業実施要領

令和4年1月21日
総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定
令和4年3月16日 一部改正
令和4年〇月〇日 一部改正

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、学校等における感染症対策等支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 目的

各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の円滑な運営を支援する経費を補助する。

2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（4）に示す範囲とする。

（1）補助対象となる学校種

国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）を対象とする。

（2）取組内容及び補助対象経費

本事業にかかる取組内容及びそれぞれの取組内容にかかる補助対象経費は下記のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて選択するものとする。なお、（ア）（イ）のいずれか、又は（ア）（イ）の複数を選択した場合でも、1校当たりの補助上限額は、下記（3）のとおりとする。

（ア）学校における感染症対策等支援

学校教育活動の着実な継続のため、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品の購入等に係る経費を支援する。

（例示）

- ・ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・ 教職員の負担軽減を図るため、教室等の清掃・消毒作業を外注等の業務委託に必要な経費
- ・ 教室等における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター及びCO₂モニター等の購入経費
- ・ 感染防止の徹底のため、保健室等の衛生環境の向上に必要な備品等を購入する経費

（補助対象経費）

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費

(イ) 子供たちの学習保障支援

児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

(例示)

- ・家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要な経費

(補助対象経費)

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費

(3) 1校当たりの補助上限額

1校当たりの補助上限額は以下のとおりとする。ただし、国立大学法人が実施する補助事業については、以下の表の額に2を乗じた額とする。学校法人等が実施する補助事業については補助上限額の範囲までは定額とする。

(単位：万円)

学校種			全国
小学校 義務教育学校（前期課程）	児童数	1-300人	52
	児童数	301-500人	78
	児童数	501人以上	104
中学校 義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）	生徒数	1-300人	52
	生徒数	301-500人	78
	生徒数	501人以上	104
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部のみ設置）	生徒数	1-400人	104
	生徒数	401-700人	129
	生徒数	701人以上	155
特別支援学校			207
高等学校（通信制課程のみ設置）			52

注)

- ・児童数及び生徒数は令和3年5月1日現在のものとする。（令和4年度新設校については令和4年4月現在とする。）
- ・予算の範囲内で、感染状況等に応じて追加配分を行う場合がある。
- ・義務教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・中等教育学校前期課程及び中等教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・夜間中学校（夜間学級）を併置する中学校は、夜間中学校を含め1校として算出する。
- ・全日制課程の高等学校、定時制課程の高等学校は、それぞれ別に算出するが、全日制課程・定時制課程を併置する高等学校は1校として算出する。
- ・通信制課程を併置する高等学校は、通信制課程を含め1校として算出する。
- ・高等部のみを置く特別支援学校は、高等学校に分類して算出する。
- ・分校は、本校とは別に1校として算出する。なお、分教室は本校に含め1校として算出する。

(4) 補助対象となる期間

令和3年11月26日以降

3. 留意点

- (1) 本事業経費の執行に当たっては、上記2.(2)(ア)学校における感染症対策等を支援する取組、(イ)子供たちの学習保障を支援する取組に必要な経費に限ること。なお、(ア)(イ)の取組に当たっては、人件費、光熱水費は補助対象経費とならないので留意すること。
- (2) 学校設置者においては、本事業の目的に鑑み、感染症対策等を徹底する取組及び児童生徒の学習保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、当該予算を学校に配分すること。

学校保健特別対策事業費補助金 事業計画書
(学校等における感染症対策等支援事業)

1. 対象となる学校と取組に要する経費

	学校名	学校種	児童生徒数	取組内容	補助上限額 (A) (円)	補助対象経費 (円)	補助対象経費 ×補助率 (B) (円)	申請額 (A)と(B) の いずれか低い額
1					0	0	0	0
2					0	0	0	0
3					0	0	0	0
4					0	0	0	0
5					0	0	0	0
6					0	0	0	0
7					0	0	0	0
8					0	0	0	0
9					0	0	0	0
10					0	0	0	0
11					0	0	0	0
12					0	0	0	0
13					0	0	0	0
14					0	0	0	0
15					0	0	0	0
16					0	0	0	0
17					0	0	0	0
18					0	0	0	0
19					0	0	0	0
					0	0	0	0
	合計				0	0	0	0

※義務教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、中等教育学校（後期課程）は、行を分けて記入すること。

※本校、分校は、行を分けて記入すること。

※「児童生徒数」欄は、令和3年5月1日現在の児童生徒数を記入すること。

※「取組内容」欄は、ア：感染症対策等、イ：学習保障のうち、各学校における取組内容を記号（ア、イ）で記入すること。（該当する取組内容全て）

